

熊谷市農業委員会  
第3回総会議事録  
(公開用)

平成30年10月29日(月)  
熊谷市農業委員会

## 熊谷市農業委員会第3回総会議事録

### 1 開会・閉会の日時及び場所

- (1) 開会の日時 平成30年10月29日(月)午後1時30分
- (2) 閉会の日時 平成30年10月29日(月)午後3時07分
- (3) 場 所 江南庁舎大会議室

### 2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 47名(農業委員19名 農地利用最適化推進委員28名)
- (2) 現在数 47名(農業委員19名 農地利用最適化推進委員28名)

### 3 出欠席の状況及びその氏名 下記のとおり

- (1) 出席数 41名
- (2) 欠席数 6名

#### 農業委員

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	欠	小貝 富雄	11	出	茂木 友秀
2	出	大島 正	12	出	大野 隆一
3	出	木部 富次	13	出	木村 進
4	出	強瀬 兼一	14	出	田中 輝久
5	出	関口 弥生	15	出	岩崎 文雄
6	出	関口 久夫	16	出	夏目 亮一
7	出	中川 登美夫	17	出	山本 勝市
8	出	水野 勝	18	出	村田 定吉
9	出	石原 敬嗣	19	出	遠藤 隆男
10	出	手嶋 茂春			

農地利用最適化推進委員

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	出	西田 茂夫	15	欠	吉田 正己
2	出	中嶋 儀臣	16	出	飯嶋 竹夫
3	出	中村 大志	17	出	新井 進
4	出	笠原 貞男	18	欠	長谷川 隼男
5	出	野邊 八雄	19	出	矢島 君夫
6	出	熱田 幸作	20	出	戸森 貫一
7	出	菊地 修一郎	21	出	浅井 正美
8	出	関根 政利	22	出	坂本 三郎
9	出	関根 正直	23	欠	田沼 寛央
10	出	鯨井 章男	24	出	原口 嘉治
11	欠	栗原 一森	25	欠	森田 豊
12	出	金井 和夫	26	出	塚田 とよ子
13	出	奥野 進	27	出	青木 登喜代
14	出	水野 明	28	出	吉野 福司

#### 4 議 案

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について

議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について（一時転用）

議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用  
集積計画について

報告事項（1） 農地法第 3 条の規定による届出について

報告事項（2） 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

報告事項（3） 農地法第 4 条の規定による届出について

報告事項（4） 農地法第 5 条の規定による届出について

報告事項（5） 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

5 招 集 者 熊谷市農業委員会会長 木村 進

6 議事進行状況 別紙のとおり

事務局次長	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>ただ今から熊谷市農業委員会第3回総会を開会いたします。</p> <p>なお、開催通知にもご案内させていただきましたとおり、本日は総会閉会后、農業者年金研修を行います。それと、農業振興課から「人・農地プラン」等についてお話がありますのでよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、初めに、木村会長に、ご挨拶をいただきます。</p>
会長	( 会長あいさつ )
事務局次長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これ以降の進行につきましては、熊谷市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、木村会長に議長になっていただき議事の進行をお願いいたします。</p> <p>それでは、木村会長、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。議事がスムーズに進みますよう、皆さまのご協力をお願いいたします。</p> <p>まず最初に、本日の総会の委員の出席者数につきまして、事務局より報告をお願いします。</p>
事務局次長	<p>本日の出席委員は、19名中18名です。委員の過半数が出席しております。以上です。</p>
議長	<p>事務局より報告がありましたとおり、委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しました。</p>
議長	<p>続きまして、議事録署名委員の選出及び書記の任命について、お諮りいたします。いかが取り計らいましょうか。</p> <p>( 議長一任の声あり )</p>
議長	<p>それでは、議長一任の声がありましたので、議事録署名委員については、5番関口弥生委員、6番関口久夫委員をお願いいたします。</p> <p>また、書記には事務局職員を指名します。</p>
議長	<p>それでは、議事に入ります。</p>

	<p>本日、審議いたします案件は、</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について</p> <p>議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)</p> <p>議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について</p> <p>以上、6議案です。よろしくご審議願います。</p> <p>なお、本日は、議案第6号の案件が多いですが、これまで相対での貸し借りをしていたものを申請していただいた案件もあるようです。農業委員、農地利用最適化推進委員の皆さまにおかれましても積極的に斡旋や申請をお願いいたします。</p> <p>また、本日は、新規就農の方に出席をお願いしております。</p> <p>このため、議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての案件を先にご審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>( 異議なしの声 )</p>
議長	<p>それでは、議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について、説明します。今月の案件は大変多く、議案番号695から1010の316件であります。</p> <p>まず全体の説明となりますが、総筆数は581筆、総面積は845,201.56㎡で、田は480筆、712,346㎡、畑は101筆、132,855.56㎡、賃貸借は348筆、562,121.56㎡、使用貸借は233筆、283,080㎡、設定の期間は、3年未満が17筆、35,870㎡、3年以上6年未満が322筆、439,530㎡、6年以上が242筆、369,801.56㎡、設定の区分は、新規の計画が252筆、373,417㎡、再設定の計画が339筆、471,784.56㎡です。</p> <p>次に借受人別の内訳ですが、農地所有適格法人及び農地利用集積円滑化団体である、くまがや農協を利用したものを除いた認定農業者の</p>

	<p>借受けは147件で、416, 576. 56㎡となっております。</p> <p>次に農地所有適格法人の借受けですが52件で、136, 245㎡となっております。</p> <p>次に、農地利用集積円滑化団体である、くまがや農協を利用した借受けは15件で、64, 457㎡となっております。</p> <p>認定農業者である農地所有適格法人及び、農地利用集積円滑化団体である、くまがや農協を利用したものを含めた認定農業者の借受けの件数は207件で全体の約67%となります。</p> <p>上記以外の担い手の借り受けは、101件で225, 852㎡となっております。</p> <p>以上316件の計画は、本市においての農業基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたもので、経営面積・従事日数など、同法第18条3項の規定の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>引き続き、議案番号925の新規就農の案件について、ご説明いたします。申請人は、市内〇〇〇にお住まいの〇〇〇〇さんです。平成28年4月から現在まで、深谷市岡部の親戚の専業農家で従事しておりますが、今回自宅近くの農地を借りて、ジャガイモ、サツマイモなど多品種少量生産で営農する計画です。本日、申請人がお見えになっておりますので、詳細については申請人から説明させていただきます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>それでは、先ほど申し上げたとおり、新規就農の方においでいただいております。議案番号925の申請人の入室を認めます。</p> <p>( 申請人 〇〇〇〇 入室 )</p>
議長	<p>本日は、お忙しいところ大変ご苦労様です。</p> <p>新たに農業経営を行いたいとのことですが、営農計画などについて、説明をお願いします。</p>
申請人 (〇〇〇〇)	<p>只今、ご紹介をいただきました。〇〇〇〇と申します。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>始めに、自己紹介をさせていただきます。</p> <p>現在、私は市内〇〇〇に〇と〇人で住んでいます。〇は〇〇のほうで花屋をやっています。農業に従事するのは熊谷市〇〇に住んでいる友人の〇〇さんと私の2名になります。</p>

それでは、営農計画書に基づき説明させていただきます。

就農の動機といたしましては、2年前に会社を退職してから、岡部の親戚が露地野菜の農家で、そこを手伝っておりましたが、そこは専業農家でブロッコリーととうもろこしだけを出荷していました。

その農家の畑の一部を借りてキャベツなどの栽培を教えてもらったところ、作物を作る喜びを感じるようになり、自分で様々な作物を工夫して作ってみたいと思うようになったことがきっかけです。

また、岡部の親戚の家まで通うのには30分以上かかりますので、近くの農地を借りることを希望していたところ、農業委員会から紹介していただきました。

これまでの農業経験としましては、退職するまでは農業はやったことがありませんでしたが、親戚で1年半マルチのかけ方や農薬の使い方など、細かく指導していただきました。自分でも教本やインターネットで勉強をし、売れる作物を作っていく工夫をしています。

今回、深谷市〇〇〇にお住いの〇〇さん所有の農地、〇〇〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇〇m<sup>2</sup>をお借りできることとなりました。今後はその隣接農地も借り受け規模拡大して行く予定です。

経営形態ですが、作物構成といたしましては、ジャガイモ、大根、玉ねぎ、白菜、サツマイモ、キャベツなどを作付する予定です。お借りした畑を6ブロックに分け、それぞれの作物を連作障害が出ないようにまわしながら作付する予定です。

出荷は、〇〇にある〇〇〇の中の〇〇〇〇〇〇〇、それと自宅に直売所も作りました。今年夏、岡部の親戚で作った規格外のブロッコリーや朝取りトウモロコシを販売したところ近所の方に喜ばれ飛ぶように売れました。

次に、基本装備ですが、トラクター2台、耕耘機3台、2tユニックトラックと軽トラックの2台、防除機は背負式と車載用の2台となっています。また、農機具置き場についても、自宅敷地に小屋を作り、そこに農機具や農業資材等を保管しています。

次に、作付計画ですが、提出させていただいた資料のとおりとなっております。また、将来的には現在借り受けした農地に隣接した農地も借り受けができることとなりましたので、こちらにも耕作していきたいと思っています。それと、自宅で烏骨鶏を飼い始め、孵化させ、現在では19羽に増えました。卵も貴重品で高値で取引されますので、飼育をしています。

このように、今後は規模拡大し、付加価値のある作物を作っていけたらと考えていますので、どうぞよろしく、お願いします。



議長	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>次に、本案につきましては、地区担当農業委員として田中委員が事前に申請人と面談していただいておりますので、田中委員から報告をお願いいたします。</p>
田中委員	<p>ただいまの新規就農の〇〇〇〇さんについて、地区担当農業委員として、私からも一言ご報告させていただきます。</p> <p>これまで〇〇さんにつきましては、先ほど本人も申ししておりましたとおり、1年半にわたり岡部にある親戚の家で野菜作りについて勉強をしながら手伝いをしてきたという話を聞いております。そして自分でも野菜を作りたくなったという中で、特に〇〇さんにつきましては、ただ作るというだけでなく、作った作物に対し付加価値を付け、そしてそれを自ら販売をしていきたいという大変意欲のある話を聞きました。</p> <p>このたび、〇〇〇の農地1筆ではありますが、2反を超える農地を借り受けることができました。また、今回借り受ける農地の周辺には耕作放棄地もあり、それらも貸し付けをしたいとの所有者からの申し出もありますので、それらの農地も利用していただけると考えております。作物の販路もできているようです。また、〇〇〇地区は稲作地帯で畑が活用されないことが悩みの種ですが、〇〇さんは、今後そのような畑を活用していただき、〇〇〇地区の担い手として多いに期待できる人材と考えます。よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、申請人に対し営農計画等について、質疑をお願いします。</p> <p>( なし の声 )</p>
議長	<p>特に、質疑、意見等もないようです。</p> <p>本日は、大変ご苦勞様でした。</p> <p>申請人は、退席してください。</p> <p>( 申請人 〇〇〇〇 退席 )</p>
議長	<p>それでは、議案番号925について、質疑、意見等を求めます。</p> <p>質疑、意見等ございませんか。</p> <p>( なし の声 )</p>



議長	<p>〇〇委員は、一時退席をお願いします。</p> <p>( 〇〇〇委員 退席 )</p> <p>それでは議案番号780から802、815、826、827の案件について、質疑、意見等を求めます。 質疑、意見等ございませんか。</p> <p>( なしの声 )</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号780から802、815、826、827について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>( 挙手 全員 )</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、承認すべきものと決しました。〇〇委員は、入室してください。</p> <p>( 〇〇〇委員 入室 )</p>
議長	<p>次に、議案第6号の議案番号835については、〇〇推進委員が借受人となっています。そのため、議事参与の制限により一時退席していただき審議いたします。 〇〇推進委員は、一時退席をお願いします。</p> <p>( 〇〇推進委員 退席 )</p>
議長	<p>それでは議案番号835の案件について、質疑、意見等を求めます。 質疑、意見等ございませんか。</p> <p>( なしの声 )</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号835について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p>

議長	<p>( 挙手 全員 )</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、承認すべきものと決しました。〇〇推進委員は、入室してください。</p>
議長	<p>( 〇〇推進委員 入室 )</p> <p>次に、議案第6号の議案番号916については、〇〇推進委員が借受人となっています。そのため、議事参与の制限により一時退席していただき審議いたします。</p> <p>〇〇推進委員は、一時退席をお願いします。</p>
議長	<p>( 〇〇推進委員 退席 )</p> <p>それでは議案番号916の案件について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p>
議長	<p>( なしの声 )</p> <p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号916について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>( 挙手 全員 )</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、承認すべきものと決しました。〇〇推進委員は、入室してください。</p>
議長	<p>( 〇〇〇〇推進委員 入室 )</p> <p>次に、議案第6号の議案番号931から940については、〇〇〇〇推進委員が借受人となっています。そのため、議事参与の制限により一時退席していただき審議いたします。</p> <p>〇〇〇〇推進委員は、一時退席をお願いします。</p>

議長	<p>それでは議案番号931から940の案件について、質疑、意見等を求めます。</p> <p>質疑、意見等ございませんか。</p> <p>( なしの声 )</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号931から940について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>( 挙手 全員 )</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、承認すべきものと決しました。〇〇推進委員は、入室してください。</p> <p>( 〇〇推進委員 入室 )</p>
議長	<p>次に、議案第6号の議案番号942については、〇〇〇〇〇〇〇〇が借受人となっています。そのため、議事参与の制限により一時退席していただき審議いたします。</p> <p>〇〇〇〇〇〇〇〇は、一時退席をお願いします。</p> <p>( 〇〇〇〇〇〇〇〇 退席 )</p>
議長	<p>それでは議案番号942の案件について、質疑、意見等を求めます。</p> <p>質疑、意見等ございませんか。</p> <p>( なしの声 )</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号942について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>( 挙手 全員 )</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、承認すべきものと決しま</p>



	<p>( なしの声 )</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号1008、1009について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
	<p>( 挙手 全員 )</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、承認すべきものと決しました。〇〇委員は、入室してください。</p>
	<p>( 〇〇委員 入室 )</p>
議長	<p>次に、新規就農及び議事参与の制限に関する議案以外の案件について審議に入ります。 それでは、新規就農及び議事参与の制限に関する議案以外の案件について、質疑、意見を求めます。 質疑、意見等ございませんか。</p>
	<p>( なしの声 )</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての新規就農及び議事参与の制限に関する議案以外の案件について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
	<p>( 挙手 全員 )</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、承認すべきものと決しました。 次に、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【事務局が、議案書に記載された内容のうち、議案番号ごとに、最初の申請地の地番・公簿地目・面積、他に筆がある場合は公簿地目ごとの筆数・申請合計筆数及び申請合計面積、譲渡人氏名、譲受人氏名、</p>

譲渡人及び譲受人の家族数及び従農数、権利並びに申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案番号1は、10アール当たりの売買価格は、〇〇〇円です。この案件につきましては、平成30年10月2日、大野農業委員、関根政利推進委員、事務局新井主査が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号2は、10アール当たりの売買価格は、〇〇〇円です。この案件につきましては、平成30年10月4日、水野農業委員、水野推進委員、江南行政センター野本副所長、上山主査が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号3は、10アール当たりの売買価格は、〇〇〇円です。この案件につきましては、平成30年10月4日、水野農業委員、水野推進委員、江南行政センター野本副所長、上山主査が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号4は、申請地〇〇〇㎡での売買価格は〇〇〇〇〇円で、10アール当たりに換算すると、売買価格は〇〇〇〇〇〇円です。この案件につきましては、平成30年10月3日、木部農業委員、西田推進委員、事務局新井主査が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。金額につきましては、他の案件と比較すると高額ですが、申請地は譲受人の自宅隣接地であり、耕作するにも便利であり取得したいという意向です。現地確認の際に譲受人本人とも面談し、耕作目的で取得する意向を確認しております。

議案番号5は、10アール当たりの売買価格は、〇〇〇円です。この案件につきましては、平成30年10月12日、関口弥生農業委員、中嶋推進委員、事務局新井主査が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第



	<p>3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。</p> <p>議案番号6から議案番号10までは、譲受人が同じ案件ですので、一括で説明させていただきます。</p> <p>議案番号6は、10アール当たりの売買価格は、〇〇〇円です。</p> <p>議案番号7は、申請地〇〇〇㎡での売買価格は〇〇〇円で、10アール当たりに換算すると、売買価格は〇〇〇円です。</p> <p>議案番号8は、申請地〇〇〇㎡での売買価格は〇〇〇円で、10アール当たりに換算すると、売買価格は〇〇〇円です。</p> <p>議案番号9は、申請地〇〇〇㎡での売買価格は〇〇〇円で、10アール当たりに換算すると、売買価格は〇〇〇円です。</p> <p>議案番号10は、申請地〇〇〇㎡での売買価格は〇〇〇円で、10アール当たりに換算すると、売買価格は〇〇〇円です。議案番号6から10の案件につきましては、平成30年10月2日、大野農業委員、関根正直推進委員、事務局新井主査が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。譲受人は〇〇〇在住ですが、申請地の隣接地に譲受人の父所有の農地があり、所有農地と申請地を一体で耕作したい意向であります。譲受人は父とともに農業経営を行っております。また、〇〇〇で約37haを耕作しておりますけれども、〇〇〇農業委員会に調査を依頼し、所有する農地等は違反なしとの回答をいただいております。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>本案件について、質疑、意見等を求めます。</p> <p>質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可すべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についての</p>

<p>議長</p>	<p>議案番号1については、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号11と関連がありますので、先に審議をいただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>( 異議なしの声 )</p> <p>それでは、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号1及び議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号11を上程し、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>【事務局が、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号1と、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号11について、申請地の地番・公簿地目・面積、申請人、用途、申請事由、を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】</p> <p>この案件は、息子の分家住宅の申請と親の既存住宅敷地の是正案件となります。</p> <p>議案第2号の議案番号1は、農地区分は1種農地、農振除外は平成29年6月9日、転用該当条文は農地法施行令第4条第1項第2号イ、建築物等は木造2階建住宅1棟、物置1棟、敷地拡張後の全体面積は498.15㎡です。こちらは、申請人の所有農地に子の住宅建築を計画したところ、住宅敷地の一部として建築されている物置が農地に越境していることが判明し、今回の申請が行われたものとなります。</p> <p>議案第4号の議案番号11は、農地区分は1種農地、農振除外は平成29年6月9日、転用該当条文は農地法施行令第11条第1項第2号イ、建築物等は木造2階建です。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>本案件について、質疑、意見等を求めます。</p> <p>質疑、意見等ございませんか。</p> <p>( なしの声 )</p>
<p>議長</p>	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号1について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p>

議長	<p>( 挙手 全員 )</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号11について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>( 挙手 全員 )</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号2についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【事務局が、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号2について、申請地の地番・公簿地目・面積、申請人、用途、申請事由、を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】</p> <p>農地区分は2種農地、建築物等は太陽光発電施設、発電出力は33.0kWとなっております。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>本案件について、質疑、意見等を求めます。</p> <p>質疑、意見等ございませんか。</p>
議長	<p>( なしの声 )</p> <p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号2について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>( 挙手 全員 )</p> <p>よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。</p>

<p>議長</p>	<p>【 休憩 午後 2 時 3 0 分から 2 時 4 0 分 】</p> <p>議事を再開いたします。</p> <p>次に、議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請については、議案第 4 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についての議案番号 1 と関連がありますので、先に審議をいただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>( 異議なしの声 )</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について及び議案第 4 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についての議案番号 1 を上程し、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>【事務局が、議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について、変更前の申請者、申請地の地番・公簿地目・面積、転用目的、権利の内容、許可年月日・許可番号、変更後の申請者、申請地の地番・公簿地目・面積、転用目的、権利の内容、変更理由を朗読する。議案第 4 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についての議案番号 1 について、申請地の地番・公簿地目・面積、申請人、用途、申請事由、を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】</p> <p>議案第 3 号は、過去に農地転用の許可をした土地について、当初の計画がとん挫したところ、別の申請者が住宅の建築を希望したものとなります。このような場合、農地法第 5 条の規定による許可申請と同時に、計画変更の申請も行うこととなっております。</p> <p>議案第 4 号の議案番号 1 は、農地区分は 1 種農地、農振除外は平成 1 5 年 5 月 3 0 日、農振除外の計画変更は平成 3 0 年 9 月 3 日、転用該当条文は農地法施行令第 1 1 条第 1 項第 2 号イ、建築物等は木造平屋建です。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>本案件について、質疑、意見等を求めます。</p> <p>質疑、意見等ございませんか。</p>
<p>夏目会長職務代理</p>	<p>事務局に確認をしたいのですが、当初許可は使用貸借権であるため所有権移転は伴わないので、5 条申請については、譲渡人が〇〇〇〇さんにならないのではないかという疑問があるのですが、相続か何か</p>

事務局	<p>が発生したのですか。</p> <p>ただ今のご質問に関してですが、本来、使用貸借権の設定ということで、親から子への貸し借りで所有権の移転は伴わない許可というのが当初許可だったのですが、その後、ご指摘のとおり相続が発生したために、相続による所有権移転として〇〇〇〇様に所有権が移ったものとなっております。</p>
議長	<p>他に、質疑、意見等ございませんか。</p> <p>( なしの声 )</p>
議長	<p>他に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>( 挙手 全員 )</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号1について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>( 挙手 全員 )です。</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号1と11以外を上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【事務局が、議案書に記載された内容のうち、申請地の地番・公簿地目・面積、譲渡人氏名、譲受人氏名、用途、権利、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】</p> <p>議案番号2は、農地区分は1種農地、農振除外は平成30年10月9日、転用該当条文は農地法施行令第11条第1項第2号イ、建築物等は木造2階建、宅地を含めた全体面積は456.54㎡です。</p> <p>議案番号3は、農地区分は2種農地、建築物等は木造2階建です。</p>

	<p>議案番号4は、農地区分は2種農地、建築物等は木造2階建、宅地を含めた全体面積は452.6㎡です。</p> <p>議案番号5は、農地区分は2種農地、農振除外は平成30年10月9日、建築物等は木造2階建です。</p> <p>議案番号6は、農地区分は1種農地、農振除外は平成30年6月5日、転用該当条文は農地法施行令第11条第1項第2号イ、建築物等は木造2階建です。</p> <p>議案番号7は、農地区分は2種農地、建築物等は木造2階建です。</p> <p>議案番号8は、農地区分は1種農地、農振除外は平成30年10月9日、転用該当条文は農地法施行令第11条第1項第2号イ、建築物等は木造2階建です。</p> <p>議案番号9は、農地区分は1種農地、農振除外は平成30年6月5日、転用該当条文は農地法施行令第11条第1項第2号イ、建築物等は木造2階建です。</p> <p>議案番号10は、農地区分は2種農地、建築物等は木造2階建です。</p> <p>議案番号12は、農地区分は2種農地、建築物等は太陽光発電施設、発電出力は49.5kWとなっております。</p> <p>議案番号13は、農地区分は2種農地、農振除外は平成30年10月9日、建築物等は駐車場6台分、こちらは、譲受人は現在、飲食店を営んでおられて、店舗から見て道路を挟んだ向かい側に駐車場を賃借しております。今回、店舗により近い利便性の高い隣接地を売買取得し、来客用の駐車場として整備することとなり申請されたものです。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>本案件について、質疑、意見等を求めます。</p> <p>質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号1と11以外について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当と</p>



<p>議長</p>	<p>き専決処理済みですが、報告事項全体について、質疑がありましたらお願いします。</p> <p>( なしの声 )</p> <p>質疑、意見等も無いようですので、報告事項はすべて了承されました。</p> <p>以上で議案、報告事項すべて終了しましたので、議長の職を解かせていただきます。</p> <p>ご協力いただきありがとうございました。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>木村会長には、議長を務めていただき、ありがとうございました。</p> <p>次に、次第の6、その他ですが、事務局より「農業委員等の綱紀粛正について」、説明させていただきます。</p> <p>お手元に両面刷り1枚紙で、右上に参考と書いてある資料をご覧ください。先日、全国農業会議所から通知が出され、埼玉県農業会議から各市町村農業委員会事務局へ送られたものです。通知にあるとおり、平成30年10月12日、〇〇〇〇〇〇農業委員会の元農業委員が農地転用に便宜を図った見返りに申請者から現金を受け取った収賄容疑で逮捕されました。このような行為については、特別職の非常勤の公務員である委員として、公正・公平に職務を遂行しなければいけないという立場から大きく逸脱するものです。当然のことながら、我われ事務局職員もそうですけれども、農業委員さん、農地利用最適化推進委員さんにおかれましても、農業委員会の業務をご理解いただくとともに、厳正な業務執行を行っていただくようお願いいたします。綱紀粛正については以上となります。</p> <p>続きまして、「生産緑地の取得のあっせんについて」、説明させていただきます。</p>
<p>事務局</p>	<p>引き続きまして、生産緑地の取得のあっせんについて、ご説明いたします。お手元にお配りしました右上に資料（生産緑地）とある書類をご覧ください。</p> <p>まず、生産緑地の買取申し出の流れをご説明いたします。生産緑地の指定の担当部署は熊谷市都市計画課です。生産緑地の指定を受けると、本人の自己都合で解除することはできませんが、主たる農作業従事者の死亡や故障等により営農が難しくなった場合、市へ生産緑地の買取申し出を行うことができます。自身では生産緑地を維持していくことができないので、市に買い取ってもらいたいという申し出です。</p>



	<p>それに対し、市は対象地を買い取るか否かを決定し、買い取らない場合、市から農業委員会へ、「農業者へのあっせんの依頼」が来ます。農業委員会では、農業委員さんや最適化推進委員さんを通じ、この生産緑地を買い取り、引き続き生産緑地として維持していく農業者がいるかどうか、あっせんを行います。取得希望者がいない場合は、農業委員会から都市計画課へ「希望者無し」と回答し、それにより生産緑地の指定は解除されます。</p> <p>今回、生産緑地の指定を受けた主たる従事者が亡くなり、相続で受けた現在の所有者は営農ができないということから、生産緑地の買取り申出が出されたものです。</p> <p>対象地は3筆で〇〇と〇〇の田と畑です。詳しい場所はお配りした地図に示しております。今回、申出者の買取り希望価格は3つの土地の総額で〇〇〇〇〇〇〇円となっております。なお、3つの内1つを買いたいという場合の金額は個別での相談となります。この金額を出して、生産緑地の指定を受けている農地を買い、引き続き生産緑地として維持していきたいという方が、周囲の農家の方にいらっしゃれば、ご連絡ください。</p> <p>なお、直近の事例では、今年3月と5月に、いずれも〇〇で生産緑地の買取り申出があり、当時の農業委員さんにあっせん依頼をさせていただきましたが、取得希望者はおらず、その旨を都市計画課へ回答し生産緑地の指定は解除されています。</p> <p>資料の1枚目に戻りますが、回答期日は11月27日とさせていただきます。生産緑地の取得希望者がいた場合には、事務局までご連絡をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。</p>
事務局次長	<p>事務局からは以上ですが、皆さまから何かありますでしょうか。</p> <p>(なしの声)</p>
事務局次長	<p>ないようですので、最後に、閉会を夏目会長職務代理にお願いいたします。</p>
夏目会長職務代理	<p>(閉会のあいさつ)</p>
事務局次長	<p>ありがとうございました。以上をもちまして、第3回総会全ての日程が終了いたしました。長時間にわたり、お疲れさまでございました。</p>

農業委員会事務局職員

局長	増田 啓良
次長	遠藤 健司
主幹兼農政係長	森田 志津子
主幹兼農地係長	大沢 昌徳
主任	樋口 祥平
農業振興課副課長	柏木 純一
農業振興課主任	角張 圭太
大里行政センター主査	森 佳一
江南行政センター主査	上山 奈保美

平成30年10月29日

熊谷市農業委員会

会 長 木 村 進 \_\_\_\_\_

署名委員 関 口 弥 生 \_\_\_\_\_

署名委員 関 口 久 夫 \_\_\_\_\_